

都城市部マニフェスト評価に関する指針

平成20年7月4日  
平成21年5月22日改正

(目的)

第1条 市の各部局が取り組むマニフェスト（以下「部マニフェスト」という。）に関して、都城市部マニフェスト評価委員会（以下「委員会」という。）が実施する評価に際し、第三者からの視点を確保し、評価の透明性及び客観性を向上させるため、都城市部マニフェスト評価に関する指針（以下「指針」という。）を定める。

(評価の視点及び方法)

第2条 この指針において定める評価の視点は以下によるものとする。

- ① 部マニフェスト達成のための到達度の視点
- ② 部マニフェスト達成のための貢献度の視点
- ③ 成果目標・社会情勢等による難易度の視点
- ④ 行政改革をどの程度意識しているかを評価する改革度の視点

2 前項に掲げる評価の視点の詳細は、別表第1によるものとする。

(評価の方法)

第3条 評価の方法は、前条第1項各号についての配点の内訳をあらかじめ委員に示し、100点満点で評価する。

2 評価の視点ごとの配点は、別表第2によるものとする。

3 委員は、様式第1号により、それぞれについて評価する。

(評価の公表)

第4条 評価結果は、委員の評価点数の平均点を委員会の評価結果として、公表するものとする。

附 則

この指針は、公表の日から施行する。

別表第1

(1) 部マニフェスト達成のための到達度の視点 (当該取組の到達度をどう評価しているか、また、そのための成果指標が適正に設定されているか)	
視点①	当該取組は部マニフェスト達成のためにどこまで到達しているか（達成しているか）
視点②	4年間の成果指標は部マニフェスト達成のために適正に設定されているか
視点③	評価年度の成果指標は達成されているか
視点④	成果指標達成のためのプロセスがきちんと検証されているか
視点⑤	成果達成後の効果又は方向性の検証は行われているか
(2) 部マニフェスト達成のための貢献度の視点 (当該取組が部マニフェスト達成のために貢献しているかどうか)	
視点①	部マニフェスト達成のために必要不可欠な取組であるか
視点②	取組目的は、部マニフェストの問題・課題の解決に適応しているか
(3) 成果目標・社会情勢等による難易度の視点 (当該取組で掲げている成果目標・取り巻く社会情勢等による難易度はどうか)	
視点①	活動指標（具体的な行政活動の回数・頻度・量など）は適正に実施されているか
視点②	社会情勢・国県の動向等に影響される事務事業かどうか
(4) 行政改革をどの程度意識しているかを評価する改革度の視点 (当該取組の実施に当たり、行財政改革をどの程度意識しているか)	
視点①	人・物の効率化に寄与するかどうか
視点②	財政の効率化に寄与するかどうか

※ これらの視点は、あくまでもヒアリングの際に留意する一応の目安である。

別表第2

評 価 の 視 点		配点
① 到達度	部マニフェスト達成のための到達度の視点	60
② 貢献度	部マニフェスト達成のための貢献度の視点	20
③ 難易度	成果目標・社会情勢等による難易度の視点	10
④ 改革度	行政改革をどの程度意識しているかを評価する改革度の視点	10
合 計 ( 100 点 満 点 )		100

